

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	福岡理容美容専門学校
設置者名	学校法人 福岡理美容学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
衛生専門課程	理容科	夜・通信	51 単位	6 単位	
	理容科(修得者課程)	夜・通信	34 単位	3 単位	
衛生専門課程	美容科	夜・通信	51 単位	6 単位	
	美容科(修得者課程)	夜・通信	34 単位	3 単位	
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

http://www.fukuribi.ac.jp

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	福岡理容美容専門学校
設置者名	学校法人 福岡理美容学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

http://www.fukuribi.ac.jp

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	福岡県理容生活衛生同業組合元理事及び理容室オーナー	令和3年5月24日～令和6年5月23日	学校経営全般における分析、助言
非常勤	福岡県理容生活衛生同業組合 理事 理容室オーナー	令和3年5月24日～令和6年5月23日	教育的助言
非常勤	福岡県理容生活衛生同業組合副理事長 理容室オーナー	令和3年5月24日～令和6年5月23日	学校経営全般における分析、助言
(備考)			

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	
設置者名	

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	
役割	

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	福岡理容美容専門学校
設置者名	学校法人 福岡理美容学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>授業計画の作成においては、業界関係者の理事、評議員からなる学校管理委員会で、前年度計画及び実績を基に新年度授業計画に関して意見交換を行った上で授業計画を作成している。</p> <p>シラバスについては、各担当者作成の計画案を内容確認の上シラバスとして作成している。また、作成したシラバスは、新年度オリエンテーションにおいて、学生に配布し、概要説明を行った上で、各講義担当者から授業の流れ、到達目標、評価方法など具体的な説明を行っている。</p> <p>オリエンテーション(4月)に学生に配布した上、1学期にホームページにて公開を行う。</p>	
授業計画書の公表方法	http://www.fukuribi.ac.jp/
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>評価に係る学則について</p> <p>学則第11条 授業科目の成績評価は、学年末において、学科試験、実習の成果、日頃の履修状況等を総合的に勘案して行う。</p> <p>2 前項規定の学科試験及び実習試験は、60点以上であること。</p> <p>3 疾病、その他やむを得ない理由により試験及び実習を終了しなかった者は、追試験及び補講を受けることができる。</p> <p>(認定)</p> <p>第12条 進級及び卒業の認定は、学業・実習成績、素行、出席状況等、総合的に審査して行う。審査の詳細については、学校長が別に定める。</p> <p>(卒業の認定)</p> <p>第21条 本校所定の課程を修了した者には、学習評価の上卒業証書を授与する。</p> <p>2 各科目の出席時数が授業時間の3分の2に達しない者、または通年において出席時数が授業時数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。ただし、実習においては5分の4以上とする。</p> <p>また福岡理美容学園 昼間部 進級・卒業認定規定(ディプロマ・ポリシー)において補則を定めている。</p>	

<p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p>	
<p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 秀=5(100~91)、優=4(90~81)、良=3(80~71)、可=2(70~61)、認定=1(60点)、不可=0(59点以下)の数値で点数化をし、点数の合計を講義科目で割り、1教科あたりの平均値を算出します。また、点数化した数値による順位づけをする。</p>	
客観的な指標の 算出方法の公表方法	http://www.fukuribi.ac.jp/
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p>	
<p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 卒業認定に係る学則について (認定) 第12条 進級及び卒業の認定は、学業・実習成績、素行、出席状況等、総合的に審査して行う。審査の詳細については、学校長が別に定める。 (卒業の認定) 第21条 本校所定の課程を修了した者には、学習評価の上卒業証書を授与する。 2 各科目の出席時数が授業時間の3分の2に達しない者、または通年において出席時数が授業時数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。ただし、実習においては5分の4以上とする。 福岡理美容学園 昼間部 進級・卒業認定規定(ディプロマ・ポリシー)において補則を定めている。</p>	
卒業の認定に関する 方針の公表方法	http://www.fukuribi.ac.jp

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	福岡理容美容専門学校
設置者名	学校法人 福岡理美容学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	http://www.fukuribi.ac.jp
収支計算書又は損益計算書	http://www.fukuribi.ac.jp
財産目録	http://www.fukuribi.ac.jp
事業報告書	http://www.fukuribi.ac.jp
監事による監査報告（書）	http://www.fukuribi.ac.jp

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士			
衛生		衛生専門課程	理容科	○				
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類					
			講義	演習	実習	実験	実技	
2年	昼	67単位	21単位	単位時間 /単位	46単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位	67単位
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
107人の内数		17人	0人	9人	9人	18人		

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 授業計画の作成においては、業界関係者の理事、評議員からなる学校管理委員会で、前年度計画及び実績を基に新年度授業計画に関して意見交換を行った上で授業計画を作成している。 各担当者作成の計画案を内容確認の上シラバスとして作成している。また、作成したシラバスは、新年度オリエンテーションにおいて、学生に配布し、概要説明を行った上で、各講義担当者から授業の流れ、到達目標、評価方法など具体的な説明を行っている。
成績評価の基準・方法
（概要） 評価に係る学則について 学則第11条 授業科目の成績評価は、学年末において、学科試験、実習の成果、日頃の履修状況等を総合的に勘案して行う。 2 前項規定の学科試験及び実習試験は、60点以上であること。 3 疾病、その他やむを得ない理由により試験及び実習を終了しなかった者は、追試験及び補講を受けることができる。
（認定） 第12条 進級及び卒業の認定は、学業・実習成績、素行、出席状況等、総合的に審査して行う。審査の詳細については、学校長が別に定める。

<p>(卒業の認定)</p> <p>第21条 本校所定の課程を修了した者には、学習評価の上卒業証書を授与する。</p> <p>2 各科目の出席時数が授業時間の3分の2に達しない者、または通年において出席時数が授業時数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。ただし、実習においては5分の4以上とする。</p> <p>また福岡理美容学園 昼間部 進級・卒業認定規定（ディプロマ・ポリシー）において補則を定めている。</p>
<p>卒業・進級の認定基準</p>
<p>(概要)</p> <p>卒業認定に係る学則について</p> <p>(認定)</p> <p>第12条 進級及び卒業の認定は、学業・実習成績、素行、出席状況等、総合的に考査して行う。考査の詳細については、学校長が別に定める。</p> <p>(卒業の認定)</p> <p>第21条 本校所定の課程を修了した者には、学習評価の上卒業証書を授与する。</p> <p>2 各科目の出席時数が授業時間の3分の2に達しない者、または通年において出席時数が授業時数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。ただし、実習においては5分の4以上とする。</p> <p>福岡理美容学園 昼間部 進級・卒業認定規定（ディプロマ・ポリシー）において補則を定めている。</p>
<p>学修支援等</p>
<p>(概要)</p> <p>個別相談・指導等での対応</p> <p>年間2回以上の個人面談を実施。必要に応じ適宜面談し場合によっては保護者を入れての面談も実施している</p>

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
19人 (100%)	4人 (21.1%)	15人 (78.9%)	人 (%)
(主な就職、業界等)			
理容室、美容室			
(就職指導内容)			
面接、履歴書等の指導及びネット上で当校キャリアマップにて求人票検索及び状況共有			
(主な学修成果(資格・検定等))			
理容師国家資格、日本メイクアップ技術検定、色彩検定、ネイリスト技能検定			
(備考) (任意記載事項)			
(希望者のみ) 認定フェイシャルエステティシャン、色彩士検定、メイクセラピー検定、パーソナルカラリスト検定、日本漢字能力検定、日本化粧品検定、実用英語技能検定			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
29人	2人	6.9%
(中途退学の主な理由) 進路変更、学習意欲の欠如		
(中退防止・中退者支援のための取組) クラス担任による個人面談		

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
衛生		衛生専門課程	理容科(修得者課程)				
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
			4単位	単位時間 /単位	30単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位
1年	昼	34単位	34単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
107人の内数		12人	0人	9人	9人	18人	

カリキュラム (授業方法及び内容、年間の授業計画)
(概要) 授業計画の作成においては、業界関係者の理事、評議員からなる学校管理委員会で、前年度計画及び実績を基に新年度授業計画に関して意見交換を行った上で授業計画を作成している。 各担当者作成の計画案を内容確認の上シラバスとして作成している。また、作成したシラバスは、新年度オリエンテーションにおいて、学生に配布し、概要説明を行った上で、各講義担当者から授業の流れ、到達目標、評価方法など具体的な説明を行っている。
成績評価の基準・方法
(概要) 評価に係る学則について 学則第11条 授業科目の成績評価は、学年末において、学科試験、実習の成果、日頃の履修状況等を総合的に勘案して行う。 2 前項規定の学科試験及び実習試験は、60点以上であること。 3 疾病、その他やむを得ない理由により試験及び実習を終了しなかった者は、追試験及び補講を受けることができる。
(認定) 第12条 進級及び卒業の認定は、学業・実習成績、素行、出席状況等、総合的に考查して行う。考查の詳細については、学校長が別に定める。
(卒業の認定) 第21条 本校所定の課程を修了した者には、学習評価の上卒業証書を授与する。 2 各科目の出席時数が授業時間の3分の2に達しない者、または通年において出席時数が授業時数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受けることが

<p>できない。ただし、実習においては5分の4以上とする。 また福岡理美容学園 昼間部 進級・卒業認定規定（ディプロマ・ポリシー）において補則を定めている。</p>
<p>卒業・進級の認定基準</p>
<p>（概要） 卒業認定に係る学則について （認定） 第12条 進級及び卒業の認定は、学業・実習成績、素行、出席状況等、総合的に審査して行う。審査の詳細については、学校長が別に定める。 （卒業の認定） 第21条 本校所定の課程を修了した者には、学習評価の上卒業証書を授与する。 2 各科目の出席時数が授業時間の3分の2に達しない者、または通年において出席時数が授業時数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。ただし、実習においては5分の4以上とする。 福岡理美容学園 昼間部 進級・卒業認定規定（ディプロマ・ポリシー）において補則を定めている。</p>
<p>学修支援等</p>
<p>（概要） 個別相談・指導等での対応 年間2回以上の個人面談を実施。必要に応じ適宜面談し場合によっては保護者を入れての面談も実施している</p>

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
10人 (100%)	1人 (10.0%)	9人 (90.0%)	人 (%)
<p>（主な就職、業界等） 理容室、美容室</p>			
<p>（就職指導内容） 面接、履歴書等の指導及びネット上で当校キャリアマップにて求人票検索及び状況共有</p>			
<p>（主な学修成果（資格・検定等）） 理容師国家資格、日本メイクアップ技術検定、色彩検定、ネイリスト技能検定</p>			
<p>（備考）（任意記載事項） （希望者のみ）認定フェイシャルエステティシャン、色彩士検定、メイクセラピー検定、パーソナルカラリスト検定、日本漢字能力検定、日本化粧品検定、実用英語技能検定</p>			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
10人	0人	0%
（中途退学の主な理由）		

(中退防止・中退者支援のための取組)
 クラス担任による個人面談

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
衛生		衛生専門課程	美容科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	67 単位	21 単位	単位時間 /単位	46 単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位
			67 単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
80 人の内数		58 人	0 人	9 人	9 人	18 人	

カリキュラム (授業方法及び内容、年間の授業計画)
<p>(概要)</p> <p>授業計画の作成においては、業界関係者の理事、評議員からなる学校管理委員会で、前年度計画及び実績を基に新年度授業計画に関して意見交換を行った上で授業計画を作成している。</p> <p>各担当者作成の計画案を内容確認の上シラバスとして作成している。また、作成したシラバスは、新年度オリエンテーションにおいて、学生に配布し、概要説明を行った上で、各講義担当者から授業の流れ、到達目標、評価方法など具体的な説明を行っている。</p>
<p>成績評価の基準・方法</p> <p>(概要)</p> <p>評価に係る学則について</p> <p>学則第 1 1 条 授業科目の成績評価は、学年末において、学科試験、実習の成果、日頃の履修状況等を総合的に勘案して行う。</p> <p>2 前項規定の学科試験及び実習試験は、60 点以上であること。</p> <p>3 疾病、その他やむを得ない理由により試験及び実習を終了しなかった者は、追試験及び補講を受けることができる。</p> <p>(認定)</p> <p>第 1 2 条 進級及び卒業の認定は、学業・実習成績、素行、出席状況等、総合的に考查して行う。考查の詳細については、学校長が別に定める。</p> <p>(卒業の認定)</p> <p>第 2 1 条 本校所定の課程を修了した者には、学習評価の上卒業証書を授与する。</p> <p>2 各科目の出席時数が授業時間の 3 分の 2 に達しない者、または通年において出席時数が授業時数の 3 分の 2 に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。ただし、実習においては 5 分の 4 以上とする。</p> <p>また福岡理美容学園 昼間部 進級・卒業認定規定 (ディプロマ・ポリシー) において補則を定めている。</p>
<p>卒業・進級の認定基準</p> <p>(概要)</p> <p>卒業認定に係る学則について</p> <p>(認定)</p> <p>第 1 2 条 進級及び卒業の認定は、学業・実習成績、素行、出席状況等、総合的に考</p>

<p>査して行う。考査の詳細については、学校長が別に定める。</p> <p>(卒業の認定)</p> <p>第21条 本校所定の課程を修了した者には、学習評価の上卒業証書を授与する。</p> <p>2 各科目の出席時数が授業時間の3分の2に達しない者、または通年において出席時数が授業時数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。ただし、実習においては5分の4以上とする。</p> <p>福岡理美容学園 昼間部 進級・卒業認定規定(ディプロマ・ポリシー)において補則を定めている。</p>
<p>学修支援等</p>
<p>(概要)</p> <p>個別相談・指導等での対応</p> <p>年間2回以上の個人面談を実施。必要に応じ適宜面談し場合によっては保護者を入れての面談も実施している</p>

卒業生数、進学者数、就職者数(直近の年度の状況を記載)			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
18人 (100%)	13人 (72.2%)	5人 (27.8%)	人 (%)
(主な就職、業界等)			
美容室			
(就職指導内容)			
面接、履歴書等の指導及びネット上で当校キャリアマップにて求人票検索及び状況共有			
(主な学修成果(資格・検定等))			
理容師国家資格、日本メイクアップ技術検定、色彩検定、ネイリスト技能検定			
(備考)(任意記載事項)			
(希望者のみ) 認定フェイシャルエステティシャン、色彩士検定、メイクセラピー検定、パーソナルカラリスト検定、日本漢字能力検定、日本化粧品検定、実用英語技能検定、まつ毛エクステンション検定			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
44人	3人	6.8%
(中途退学の主な理由)		
進路変更、学習意欲の欠如、学業不適應		
(中退防止・中退者支援のための取組)		
クラス担任による個人面談		

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
衛生		衛生専門課程	美容科(修得者課程)				
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
1年	昼	34単位	4単位	単位時間 /単位	30単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位
			34単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
80人の内数		4人	0人	9人	9人	18人	

カリキュラム (授業方法及び内容、年間の授業計画)	
<p>(概要)</p> <p>授業計画の作成においては、業界関係者の理事、評議員からなる学校管理委員会で、前年度計画及び実績を基に新年度授業計画に関して意見交換を行った上で授業計画を作成している。</p> <p>各担当者作成の計画案を内容確認の上シラバスとして作成している。また、作成したシラバスは、新年度オリエンテーションにおいて、学生に配布し、概要説明を行った上で、各講義担当者から授業の流れ、到達目標、評価方法など具体的な説明を行っている。</p>	
<p>成績評価の基準・方法</p> <p>(概要)</p> <p>評価に係る学則について</p> <p>学則第11条 授業科目の成績評価は、学年末において、学科試験、実習の成果、日頃の履修状況等を総合的に勘案して行う。</p> <p>2 前項規定の学科試験及び実習試験は、60点以上であること。</p> <p>3 疾病、その他やむを得ない理由により試験及び実習を終了しなかった者は、追試験及び補講を受けることができる。</p> <p>(認定)</p> <p>第12条 進級及び卒業の認定は、学業・実習成績、素行、出席状況等、総合的に考查して行う。考查の詳細については、学校長が別に定める。</p> <p>(卒業の認定)</p> <p>第21条 本校所定の課程を修了した者には、学習評価の上卒業証書を授与する。</p> <p>2 各科目の出席時数が授業時間の3分の2に達しない者、または通年において出席時数が授業時数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。ただし、実習においては5分の4以上とする。</p> <p>また福岡理美容学園 昼間部 進級・卒業認定規定(ディプロマ・ポリシー)において補則を定めている。</p>	
<p>卒業・進級の認定基準</p> <p>(概要)</p> <p>卒業認定に係る学則について</p> <p>(認定)</p> <p>第12条 進級及び卒業の認定は、学業・実習成績、素行、出席状況等、総合的に考查して行う。考查の詳細については、学校長が別に定める。</p> <p>(卒業の認定)</p> <p>第21条 本校所定の課程を修了した者には、学習評価の上卒業証書を授与する。</p> <p>2 各科目の出席時数が授業時間の3分の2に達しない者、または通年において出席時数が授業時数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受けることが</p>	

<p>できない。ただし、実習においては5分の4以上とする。 福岡理美容学園 昼間部 進級・卒業認定規定（ディプロマ・ポリシー）において補則を定めている。</p>
<p>学修支援等</p>
<p>（概要） 個別相談・指導等での対応 年間 2 回以上の個人面談を実施。必要に応じ適宜面談し場合によっては保護者を入れての面談も実施している</p>

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
1 人 (100%)	人 (%)	1 人 (100%)	人 (%)
（主な就職、業界等） 理容室			
（就職指導内容） 面接、履歴書等の指導及びネット上で当校キャリアマップにて求人票検索及び状況共有			
（主な学修成果（資格・検定等）） 理容師国家資格、日本メイクアップ技術検定、色彩検定、ネイリスト技能検定			
（備考）（任意記載事項） （希望者のみ）認定フェイシャルエステティシャン、色彩士検定、メイクセラピー検定、パーソナルカラリスト検定、日本漢字能力検定、日本化粧品検定、実用英語技能検定、まつ毛エクステンション検定			

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
理容科	200,000 円	580,000 円	580,000 円	
理容科 (修得者)	100,000 円	490,000 円	450,000 円	ダブルライセンスコースは、入学金免除
美容科	200,000 円	580,000 円	580,000 円	
美容科 (修得者)	100,000 円	490,000 円	450,000 円	ダブルライセンスコースは、入学金免除
修学支援 (任意記載事項)				
入学試験において特待生制度最大 50 万円免除、一人暮らし支援制度 2 年間 48 万円免除、福岡県理容生活衛生同業組合奨励金制度最大 5 万円免除 すべて校納金からの免除				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) http://www.fukuribi.ac.jp		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) 常に教育水準の向上を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため教育活動及び学校運営の状況について、自己点検・評価を行う。評価結果を踏まえその評価が適切に行われているか、外部企業の役員または社員が学校関係者として評価する。 評価委員会は、理容美容サロンの従事者、保護者、本校卒業生の 3 名以上とし、年 1 回以上委員会を開催する。その結果を理事会に報告するとともに、全教職員で共有し、学校運営の改善に努める。また校長は、実行責任者として学校運営の改善へ繋げる。改善できることは直ちに、内容により次年度から改善する。 評価項目は、教育理念・目標、学校運営、教育活動、学修成果、学生支援、教育環境、学生の受け入れ募集、財務、法令等の遵守、社会貢献・地域貢献・国際交流とする。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
福岡園理容生活衛生同業組合理事 理容室オーナー	令和 3 年 7 月 11 日～ 令和 6 年 5 月 24 日	企業/卒業生
理美容室オーナー	令和 3 年 7 月 11 日～ 令和 6 年 5 月 24 日	企業/保護者/卒業生
理容室オーナー	令和 3 年 7 月 11 日～ 令和 6 年 5 月 24 日	企業/保護者/卒業生
福岡県理容生活衛生同業組合理事 理容室オーナー	令和 3 年 7 月 11 日～ 令和 6 年 5 月 24 日	企業
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) http://www.fukuribi.ac.jp		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)
<http://www.fukuribi.ac.jp>

(別紙)

※この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校名	福岡理容美容専門学校
設置者名	学校法人 福岡理美容学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		23人	18人	18人
内 訳	第Ⅰ区分	13人	-	
	第Ⅱ区分	-	-	
	第Ⅲ区分	-	-	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				41人
(備考)				

※本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

- (1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

- (2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの に限り、認定専攻科を含む。） 、高等専門学校（認定専攻科 を含む。）及び専門学校（修業 年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了 できないことが確定		0人	0人
修得単位数が標準単位数 の5割以下 （単位制によらない専門学校に あつては、履修科目の単位時間 数が標準時間数の5割以下）		0人	0人
出席率が5割以下その他 学修意欲が著しく低い状況		0人	0人
「警告」の区分に 連続して該当		0人	0人
計		0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

- 上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であつて、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のもの に限り、認定専攻科を含む。） 、高等専門学校（認定専攻科 を含む。）及び専門学校（修業 年限が2年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	0人	後半期	0人

- (3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	一人
3月以上の停学	0人
年間計	一人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの に限り、認定専攻科を含む。）、 高等専門学校（認定専攻科を含 む。）及び専門学校（修業年限が 2年以下のものに限る。）	
		年間	前半期
修得単位数が標準単位数 の6割以下 (単位制によらない専門学校に あつては、履修科目の単位時間 数が標準時間数の6割以下)		0人	0人
GPA等が下位4分の1		0人	0人

出席率が8割以下その他 学修意欲が低い状況		0人	0人
計		0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。